

# ○須高行政事務組合職員の定年等に関する 条例

(昭和59年9月11日)

須高行政事務組合条例第5号)

改正 平成13年3月30日 須行組合条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定により、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年等に関する規定)

**第2条** 職員の定年等については、須坂市職員の定年等に関する条例（昭和59年須坂市条例第16号）の例による。

**附 則**

この条例は、昭和60年3月31日から施行する。

**附 則**（平成13年3月30日須行組合条例第1号抄）

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成13年4月1日から施行する。